# 南工場建替及び運営事業 入札に当たっての留意事項について

本市共通の留意事項については、下記リストに掲載されているため、内容を確認の上、入札に参加すること。

# 工事に係る留意事項

	資料名	
1.	申請書等の押印廃止について	
2.	主任技術者等の兼務の条件について	
3.	豪雨災害に伴う緩和措置	
4.	新型コロナの影響による入札参加資格確認の書類の特例について	
5.	建設工事の競争入札に参加しようとされる方へ(令和3年4月版)	次頁以降参照
6.	契約保証金の納付について(令和2年4月版)及び変更契約に係る契約保証金の納付について(令和2年4月版)	
7.	現場代理人、主任(監理)技術者及び監理技術者補佐の雇用関係及び本人確認 について	
8.	共同企業体の運営にあたっての留意事項	
9.	「『建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 13 条に定める事項』等の 記入方法について」及び第2-1~2-3号様式・第3-1~3-3号様式	

# 業務に係る留意事項

	掲載場所
10.	広島市のホームページ(https://www.city.hiroshima.lg.jp/)のフロントページの「事業者向け情
	報」→「電子入札」→「調達情報公開システム」の「一般公開用」→「各種様式集」→「物品・役
	務」からダウンロードすること。

#### 建設工事に係る申請書等の押印廃止について(お知らせ)

この度、押印見直しの取組により、<u>令和3年9月1日以降に本市へ提出する建設工事に係る申請書</u> 等について押印を廃止しました。

これに伴い、<u>押印を廃止した申請書等の受理時に本人確認等を行うこととしました。</u>ただし、設計 図等に対する質疑書については、押印を廃止するのみで本人確認等は行いません。

なお、押印を廃止した申請書等については、様式に押印欄が設けられていても押印は不要です。

※ 押印されて提出された場合については、当分の間、本人確認等及び差し替え等は行わず受理 します。

#### 1 令和3年9月1日以降も押印を必要とする申請書等について

- (1) 法律で押印を必要としているもの
  - 契約書、仮契約書(広島市議会の議決を要する工事のみ)
- (2) 真正な契約の成立を担保する必要があるため、押印を求めるもの<u>(電子入札システムによるもの</u>を除く。)

#### 入札書

- ※ 入札書、工事費内訳書等を入れる封筒の封印は廃止しますが、封印の代わりに「〆」など の封字を記載してください。
- (3) 入札及び見積に関すること、契約の締結に関することなどに使用する印鑑をあらかじめ届出する 必要性があるもの

共同企業体競争入札参加資格審査申請書類のうち「委任状」(「委任状 (各構成員用)」は押印不要とする)

- (4) 本人以外の第三者が作成するものであって、当該書類の真正性等を担保する必要性があるもの 施工実績調書等に添付する契約書等の写し(注文者による原本確認及び竣工確認があるもの)、 総合評価に係る実績等の証明となる書類(「清掃活動参加確認書」、インターンシップの受入れに係 る覚書等)など
- (5) 本市以外と交わされた契約書又はその写しを本市に提出させる手続のうち、当該契約において本市と同様に契約書に押印させることでその真正性等を担保する必要性があるもの

共同企業体協定書、債権譲渡契約証書

どにより本人確認等を行い、申請書等を受理します。

#### 2 本人確認等の方法について

- (1) 窓口で申請書等を受理する場合(例:一般競争入札参加資格確認申請書等) 原則窓口で本人確認書類等(本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)及び申請者の 使用人であることが分かる書類(保険証等))の提示を受けることで本人確認等を行い、申請書等 を受理します。
- (2) 郵送などで申請書等を受理する場合(申請者本人又はその使用人以外の者が窓口で申請書等を 提出し、受理する場合を含む。)(例:共同企業体登録番号交付申請書) 競争入札参加資格審査申請において本市に登録している担当者などに電話による聴取を行うな
- ※ 建設工事に係る申請書等の押印廃止に関するお知らせは、以下の広島市ホームページにも掲載しています。

【掲載場所】広島市ホームページ (https://www.city.hiroshima.lg.jp/) →事業者向け情報>入 札・契約情報>入札契約制度の概要

https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/oinhaishinitsuite/240428.html

## 主任技術者等\*の兼務の条件について

\*主任技術者、現場代理人、監理技術者

#### 1 主任技術者及び現場代理人

#### (1) 兼務の条件

主任技術者及び現場代理人の兼務の制限については次表のとおりであり、新たに配置しようとする工事と既に配置されている全ての工事が以下の条件を満たす場合に限り、兼務を認めます。

兼務制限の件数は、下請で配置される工事も含め、最終的に配置される全ての工事(主任技術者又は現場代理人として配置されている工事を 1 件とする。(主任技術者と現場代理人を兼務している場合も 1 件とする。)) の合計であり、兼務する全ての工事が表中の適用金額未満であることを要するものとします。

#### 【兼務制限一覧表】

( ) 内の金額は、建築一式工事の場合

工事金額(税込)	主任技	支 術 者	現場份	せ 理 人
以上 未満	基本条件	緩和	基本条件	緩和
[設計金額]	兼務不可	災害復旧工事を含む場合 は、密接な関係(※1)があ	兼務不可	災害復旧工事を含む場合 は、密接な関係(※1)があ
1億円	密接な関係(※1)があり、相互の間隔(直線距離)が 10km以内で、本市の区域内の公共工事に限り2件以下 ※その他兼務要件(※2)を満たすこと ※単価契約の工事も兼務	り、全ての工事箇所の間隔 (直線距離)が25km以内の 公共工事に限り5件以下 ※その他兼務要件(※2)を 満たすこと ※本市の区域内に限定しない い ※単価契約の工事も兼務 可(※3)	密接な関係(※1)があり、 相互の間隔(直線距離)が 10km以内で、本市の区域 内の公共工事に限り2件 以下 ※その他兼務要件(※2)を 満たすこと ※単価契約の工事は兼務	り、全ての工事箇所の間隔 (直線距離)が25km以内の 公共工事に限り5件以下 ※その他兼務要件(※2)を 満たすこと ※本市の区域内に限定しない 、 ※単価契約の工事は兼務
(請負金額) 3,500 万円 (7,000 万円)	可(※3) 5件以下 ※公共工事以外の工事も 含む ※本市の区域外の工事も 含む ※単価契約の工事も兼務 可	請負金額 3,500 万円未満 (7,000 万円未満)の <b>災害復</b> 旧工事に係る主任技術者等 は兼務件数にカウントしない ※本市の区域内に限定しない。※単価契約の工事も兼務 可	不可 本市の区域内の公共工事 に限り <b>5件以下</b> ※その他兼務要件(※2) (ア)、(エ)を満たすこと ※単価契約の工事は兼務 不可	請負金額 3,500 万円未満 (7,000 万円未満)の <b>災害復</b> 旧工事に係る主任技術者等は兼務件数にカウントしない ※本市の区域内に限定しない、 ※単価契約の工事にも適用 (兼務可)

※1 密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性又は連続性が認められる工事又は施工にあたり相 互に調整を要する工事をいう。

#### ※2 その他兼務要件

- (ア) 工事現場不在時の連絡体制が確保されていること。
- (4) 既に契約している工事の発注者が兼務を承認し、そのことを証する書面の写しを提出できること。 (本市発注工事を除く)
- (ウ) 主任技術者にあっては、兼務の申請にあたり、下請けの予定(下請代金等)を明らかにすること。
- (エ) 現場代理人にあっては、監督員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。
- ※3 単価契約の工事における工事箇所の間隔の取扱いは、単価契約の施工区域の全部または一部が含まれる場合、または施工区域の外縁から最も近い箇所から規定の距離以内の場合は、距離要件を満たすものとする。

#### 【災害復旧工事の対象】

災害復旧事業(国庫補助事業に限定せず、類する単独事業も含む。)による工事(緊急工事等施行依頼書による工事も含む。)

<対象事業の例示>

- (1)公共土木施設の災害復旧事業(改良復旧を含む。) (2)公立学校施設の災害復旧事業
- (3)公営住宅等の災害復旧事業
- (4) 堆積土砂の排除事業
- (5)農地、農業用施設、林道の災害復旧事業(改良復旧を含む。)

#### (2) 兼務を希望する場合の手続

工事担当課が提出された書類を確認・受理することで兼務は可能となります。

#### ア 提出書類

様式「兼務-1」を次の事項に従い記載等をしたうえで、当該主任技術者を新たに配置することを 希望している工事の工事担当課に提出してください。

- ・ 該当する者が兼務する全ての工事を記載してください。(兼務件数にカウントしない災害復旧工事 についても記載してください。)
- ・ 兼務する全ての工事(様式「兼務-1」に記載の全ての工事)のうち、1件でも請負金額が3,500万円以上(建築一式工事にあっては7,000万円以上)の工事がある場合には、発注者が異なる工事(発注者が本市でない工事)について、発注者が兼務を承認し、そのことを証する書面(様式「兼務-3」)の写しを添付してください。なお、発注者が異なる工事に下請けで配置されている場合は、発注者の承認は不要です。

#### イ 提出期限

提出書類は、原則、開札日の翌々日(広島市の休日を除く。)の午後5時までに入札公告に記載した工事担当課に提出してください。

#### ウ 様式掲載場所

兼務に係る様式については、広島市ホームページ (https://www.city.hiroshima.lg.jp/) フロントページの「事業者向け情報」→「公共事業の情報化と技術管理」→「公共事業の情報化と技術管理 (技術管理課)」→「請負工事書式集」→に掲載しています。

- ・ 様式(兼務-1) 「主任技術者・現場代理人の兼務について」
- 様式(兼務-3) 「主任技術者・現場代理人の兼務について(申請)」

#### 2 監理技術者

専任義務がある監理技術者についても、建設業法第26条第3項ただし書に定める監理技術者の行うべき 職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)をそれぞれの工事現場に専任で置くときは、元請に 限り2件(民間工事を含む)まで兼務することができます。この場合の本市の取扱いについては次の通りです。

なお、本市発注の工事のうち、監理技術者について他の工事との兼務が可能な工事については、特記仕様 書に兼務可能であることを明記しています。

#### (1) 監理技術者の兼務についての取扱い

#### ア 兼務対象工事

設計金額(税込)※が3億円未満の工事を対象とします。ただし、営繕工事(建物の新築や改修に伴う設備工事を含む。以下同じ。)にあっては、2億円未満を対象とします。

※ 発注者が本市でない工事については、「設計金額(税込)」を「請負金額(税込)」と読み替える。

#### イ 兼務対象工事の要件

- ・ 監理技術者が兼務できる範囲は、工事相互の間隔(直線距離)が10km以内であること(本市の区域内に限定しない)が必要です。
- 単価契約の工事同士は兼務できません。

#### ウ 兼務する場合の体制

- ・ 特例監理技術者(建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。以下同じ。)は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければなりません。
- 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であることが必要です。
- 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにしてください。

#### (2) 監理技術者補佐になり得る者の要件

監理技術者補佐は、次のいずれかに該当する者としてください。

#### ア 建設業法施行令第28条第1号に掲げる者

建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者(主任技術者の資格を有する者)のうち、建設工事の種類に応じ、以下のいずれかに該当する者

- 1級の第1次検定に合格した者(1級技士補、令和3年4月1日施行)
- ・ 建設業法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者(ロは指定建設業を除く)

#### イ 建設業法施行令第28条第2号に掲げる者

国土交通大臣が建設業法施行令第28条第1号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認定した者なお、監理技術者補佐は、受注者又は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者としてください。その際、恒常的な雇用関係は、工事契約途中から監理技術者補佐を置く場合であっても、開札日前3か月以上の雇用関係にあることが必要です。また、監理技術者補佐は、真にやむを得ない場合を除き変更できません(監理技術者の兼務を止め、監理技術者補佐を解除する場合を除く。)。

#### (3) 兼務を希望する場合の手続

#### ア 提出書類

・ 特例監理技術者及び監理技術者補佐に係る配置予定技術者調書(様式3-1)

特例監理技術者に係る配置予定技術者調書(様式3-1)に、添付資料(当該監理技術者を既に配置している工事の確認資料として工事実績情報システム(CORINS)登録内容の写し)を添付したうえで、特例監理技術者を新たに配置することを希望している工事の工事担当課に提出してください。既に配置している工事のCORINS登録内容の写しが添付できない場合は、契約書の写し等の工事名、施工場所、契約金額(税込)及び工事の概要(営繕工事に該当するか)が分かる書類を添付してください。

併せて、監理技術者補佐に係る配置予定技術者調書(様式3-1)を提出してください。

監理技術者補佐設置届(様式4-2)

当該特例監理技術者を既に配置している工事が本市発注工事である場合は、既に配置している工事の工事担当課に監理技術者補佐設置届(様式4-2)を提出してください。

#### イ 提出期限

特例監理技術者及び監理技術者補佐に係る配置予定技術者調書(様式3-1)

一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限まで(開札日の午後5時まで(開札時間が午後の場合は、開札日の翌日(広島市の休日を除く。)の正午まで)。また、くじ引きの場合はくじ引きを行った日の午後5時まで)。

 監理技術者補佐設置届(様式4-2) 開札日の翌々日(広島市の休日を除く。)まで。

## ウ 様式掲載場所

監理技術者補佐設置届(様式 4-2)の様式は、広島市ホームページ (https://www.city.hiroshima.lg.jp/) フロントページの「事業者向け情報」→「公共事業の情報化と技術管理」→「公共事業の情報化と技術管理は技術管理課)」→「請負工事書式集」→に掲載しています。

様式4-2「監理技術者補佐設置・変更・解除届」

## 平成30年7月豪雨災害に伴う緩和措置について(お知らせ)

平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事の円滑な執行を図るため、当面の期間において、下記の緩和措置を講じることとしたのでお知らせします。

記

平成30年7月豪雨に伴い、工事中止又は工事内容の変更が発生する等、 技術者の継続配置が困難となった場合は、病気・退社等と同様にやむを得な い事由とし、技術者の途中交代を認めることとします。

※災害復旧工事・災害復旧工事以外の工事のいずれも対象とします。

※総合評価落札方式により発注した案件についても同様の扱いとします。

## 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した入札参加資格確認時の書類の特例について (お知らせ)

#### 1 消費税及び地方消費税に滞納がない旨の証明書について

納税証明書について、新型コロナウイルス感染症の影響により納付の猶予の特例が認められ、滞納がない旨の証明書等の提出ができない場合に限り、当分の間、「申立書」の提出に代えることが可能です。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により国税等の納付の猶予の特例が認められていることが 確認できる書類を併せて提出する必要があります。

「申立書」の様式は、広島市ホームページからダウンロードしてください。

【掲載場所】広島市ホームページ (https://www.city.hiroshima.lg.jp/) →事業者向け情報>入札・契約情報>各種様式>工事・建設コンサル>工事 (入札・契約関係)

https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kakushuyoshiki/list1214-2253.html

#### 2 健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料に滞納がない旨の証明について

新型コロナウイルス感染症の影響により健康保険料等の納付の猶予の特例が認められた場合、通常の証明書等に加えて、猶予が許可された場合は、「納付の猶予(特例)許可通知書」等の納付の猶予の特例が認められたこと及びその期間が確認できる書類の提出を求めます。

取扱いは、以下のとおりです。

① 証明書を提出する場合

証明期間は、納付の猶予の特例が認められた期間を含めて、直近2年間です。証明書(証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。)に加え、「納付の猶予(特例)許可通知書」等の、納付の猶予の特例が認められたこと及びその期間が確認できる書類の提出してください。

(ただし、発行された証明書に納付の猶予の特例が認められていること及びその期間が確認できる記載がある場合は、証明書のみの提出で可とします。)

② 領収書を提出する場合

提出を要する領収書は、納付の猶予の特例が認められた期間を含めて、直近2年間分です。納付の猶予の特例が認められた期間については、「納付の猶予(特例)許可通知書」等の、納付の猶予の特例が認められたこと及びその期間が確認できる書類を提出してください。

③ ①及び②によりがたい場合(証明書が発行できない場合等)

「申立書」に加えて、「納付の猶予(特例)許可通知書」等の納付の猶予の特例が認められたこと及びその期間が確認できる書類を提出してください。

(「申立書」の様式は、「1」と同様です。)

#### 3 広島市税に滞納がない旨の証明について

「新型コロナウイルス感染症の影響により徴収猶予されたものを除く。」と記載された滞納の税額がない旨の証明書については、通常の滞納がない旨の証明書と同様に有効なものとします。(ただし、証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限ります。)

# 建設工事の競争入札に参加しようとされる方へ

広島市財政局契約部工事契約課 広島市都市 整備局技術管理課

広島市が発注する建設工事の競争入札(以下「入札」といいます。)に参加しようとする方は、以下の 事項をよく読み、間違いのないようにしてください。

## I 入札への参加

(工事契約課)

## <u>1 関係法令·規則·要綱等</u>

入札は、「地方自治法」、「同法施行令」、「広島市契約規則」等の法令や「広島市建設工事競争入札取扱要綱」等の要綱・要領等の定めに従って行いますので、その内容をよく理解しておいてください(要綱・要領等は、広島市ホームページ「入札・契約情報」(アドレスは最後に掲載。以下「ホームページ」といいます。)で見ることができます。)。

例えば、刑法第96条の6(公契約関係競売入札妨害又は談合)及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 第3条(不当な取引制限等)の規定に違反する行為を行ってはなりません。

## 2 入札にあたっての基本的な留意事項

- 1 入札は、予定価格が250万円を超えるものについて行います(予定価格が250万円以下のものは随意契約により行います。)。(広島市契約規則第22条の2第1号)。また、入札を行うものは全てその都度、予定価格及び調査基準価格又は最低制限価格を設定し、予定価格及び調査基準価格又は最低制限価格(いずれも消費税及び地方消費税相当額を除いた額)を落札者の決定後において公表します。
- 2 次に掲げる事項を遵守して下さい。これに違反すると関係者について競争入札参加資格の取消(3年間)又は指名停止措置を行うことがあります。
  - (1) 「刑法」及び「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」等の関係法令を守り、公正な入札を行うこと。
  - (2) 少なくとも入札が終了するまでは**入札に参加することを他の者に知らせないこと。** 本市では、適正な競争の促進を図る観点から、落札者を決定するまでは入札参加者名を公表していません。
  - (3) 入札に当たっては、競争を制限する目的で他の業者と**入札価格又は入札意思などについて、いかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めること。**
  - (4) 落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示しないこと。
  - (5) 予定価格、調査基準価格及び最低制限価格あるいはそれらの目安を知るために、職員に質問や確認を行ったり、威力や金銭を用いて聞き出すなどの働きかけをしないこと。
- **3** 入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、**入札を公正に執行することができないと判断されるとき**は、 当該入札参加者を**入札に参加させず、**又は**入札の執行を延期若しくは中止**します。
- **4** 入札に当たって談合があったと認められる場合又は談合の疑いが払拭できない場合は、入札後といえども**入札の無効などの措置**を行います。
- 5 入札参加者は、本市が入札の内容について調査を行うときは、その調査に対し、誠実に協力しなければなりません。
- 6 入札公告後において、入札公告・入札関係資料に誤記載などの誤りがあった場合は、入札中止、訂正公告又は入札関係資料の修正を行うことがあります。開札後又は落札決定後においても、当該誤りにより、落札者の順位が変わるなど入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を中止とし、落札者の決定の取消等を行います。契約締結後においても契約解除する場合があります。

また、落札決定に影響がない場合には、入札を中止することなく、入札手続を継続します。

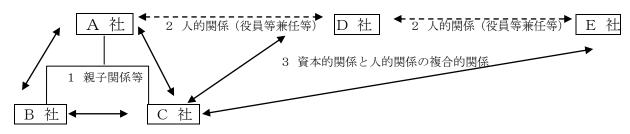
## 3 入札心得

1 資本的関係・人的関係調書(様式はホームページから入手できます。)を作成して、定められた期限までに提出して ください。この調書などにより、一定の資本的関係又は人的関係等のある会社等が同一入札に参加していることが判明 した場合、それらの会社はいずれも入札に参加することができません。ただし、そのうちの1者を除いて他者が全て入 札執行前に入札を辞退した場合は、残りの1者は入札に参加できます。

なお、入札書送付後の入札辞退は認めませんので、一定の資本的関係又は人的関係等のある会社等の入札全てを無効とします。

また、入札公告に記載した設計業務の受託者又は当該受託者と資本的関係若しくは人的関係等のある者は入札に参加できません。

#### 【同一入札への参加が制限される事例】



1 親会社等が同じ子会社等

- ※ 上記の関係がある場合、A、B、C、D及びE社は、いずれか1者のみの入札参加となります。
- ※ 個人事業主や組合等の法人の理事についても、他の会社等の役員等を兼任している場合、同一入札への参加が制限 されます。また、組合とその構成員又は共同企業体とその構成員は同一入札への参加が制限されます。
- ※ 上記の1について、子会社等又は子会社等の一方が、民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社 等又は会社更生法第2条第7項に規定する更生会社である場合は除きます。
- ※ 上記の2について、一方の会社等の役員等が他方の会社等の管財人を兼任している場合を除いて、会社等の一方が、 民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は会社更生法第2条第7項に規定する更生会社で ある場合は除きます。
- 2 一般競争入札の場合、設計図書等については、原則、広島市調達情報公開システムにおいて交付することとしています。これに伴い、開札の結果、一般競争入札参加資格確認申請書の提出を求められた事業者は、この書類の1つとして「ダウンロード確認票」を定められた期限までに提出することとなります。「ダウンロード確認票」は、設計書・仕様書等をダウンロードする際、調達情報公開システムからプリントアウトし、なくさないよう保管しておいてください。 ※ ダウンロードするためには、「広島市調達情報公開システム(受注者用機能)」において、業者番号(5桁)及びパスワードを入力してログインする必要があります。

なお、入札した公告に係るダウンロード確認票を申請書に添付して提出してください。入札中止又は不調となった場合等に、同じ工事名で再公告を行っている場合があるので注意してください。 変更となっています。同じ工事名であっても別の公告に係るダウンロード確認票を添付された場合は書類の未提出により無効となります。

3 設計書、仕様書、図面及び現場等並びに広島市契約規則その他の契約条件を熟知し、経費の内訳を明らかにした所定 の工事費内訳書(様式及び作成要領はホームページから入手できます。)を作成して、必ず電子入札システムを利用し て入札書に添付して提出してください。この場合押印の必要はありません。工事費内訳書を提出されない場合その他工 事費内訳書が無効事由に該当する場合、その入札は無効としますのでご注意ください。また、本市設計書の全ての項目 に対応した工事費積算書(後記する工事費内訳明細書より詳細な代価等までを含めた積算書で本市設計書の全てに対応 しているもの。)も必ず作成してください。

なお、工事費積算書は、関係職員等が特に指示した場合は提出しなければなりません (入札執行後も含む。)。 本市では、設計書・仕様書等のダウンロード確認票の提出を最低価格提示者から求めます。また、任意の入札において、開札時又は開札後に入札参加者から提出を求める場合があります。

- 4 入札に当たり不明な点がある場合は、入札前に関係職員の説明を受けてください。
- 5 **電子入札システムによる入札は、開札日の前日及び前々日の午前8時30分から午後5時(ただし、最終日は午後4** <u>時)まで</u>です。
- **6** 電子入札から紙入札に変更(広島市電子入札運用基準に基づき、やむを得ないと認められる場合に限る。)した場合、 次の事項に注意してください。
  - (1) **代理人の印鑑で入札する場合**は、入札書とともに**委任状**(様式はホームページから入手できます。)を提出してください。
  - (2) 入札参加者及びその代理人は、当該入札において他の入札参加者の代理をすることはできません。
  - (3) 入札書は、本市所定の様式(ホームページから入手できます。)を使用し、封筒(長形3号が望ましい。)に入れて 提出してください。

なお、封筒には工事名及び入札者の商号又は名称を記載し、入札書に押印した印鑑で封印してください。

- (4) 工事費内訳書(記名押印したもの)を必ず提出してください(提出方法は入札説明書のとおり)。
- 7 最低入札価格が調査基準価格を下回る入札であった場合、落札決定を保留し、最低入札価格提示者に開札日(落札候補者決定の日)の翌日から起算して5日(広島市の休日(広島市の休日を定める条例第1条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。)を除く。)後の午後5時までに**低入札価格調査報告書**(所定の様式は、ホームページから入手できます。)**の提出を求め、低入札価格調査を実施します**(最低入札価格提示者以外の方は、契約担当課の指示に従ってください。)。

なお、**低入札価格調査報告書には、工事費内訳明細書(第4段階のレベルまで)を添付しなければなりません。**工事費 内訳明細書を提出されない場合その他工事費内訳明細書が無効事由に該当する場合、**その入札は無効とします**のでご注 意ください。

低入札価格調査において、「低入札価格調査マニュアル」の「5 適正な履行確保の基準」に定める基準を満たさな

いときは、契約内容に適合した履行がされないおそれがあるものとして落札者としないので、ご注意ください(低入札 価格調査マニュアルはホームページから入手できます。)。

- 8 次のいずれかに該当する入札は無効となります。
- (1) 入札に参加する者に必要な資格を有しないものが入札したもの
- (2) 調査基準価格が設定されている案件にあっては、入札金額が総額失格基準を満たしていない入札
- (3) 最低制限価格が設定されている案件にあっては、入札金額が最低制限価格に満たない価格をもって行った入札
- (4) 工事費内訳書に記名押印がないものや工事費合計金額が入札書記載金額と異なるもの等「工事費内訳書作成要領」の無効事由に該当したもの
- (5) 一の入札に同一の入札者又は代理人から2通以上の入札書が提出されたもの(電子と紙(紙様式の入札書を電子入札システムで添付送信されたものを含む。)の両方で提出されたものを含む。)
- (6) 明らかに連合による入札と認められるもの
- (7) 明らかに錯誤による入札と認められるもの
- (8) その他入札に関する条件に違反したもの

紙入札の場合は、次のいずれかに該当する入札も無効となります。

- (9) 入札書に記名押印がないもの
- (10) 入札書の記入文字が明確でないもの
- (11) 委任状を提出しない代理人が入札したもの
- (12) 入札金額を訂正したもの
- (13) 入札書の工事名の異なるもの
- 9 入札回数は2回を限度とします。初度の競争入札において予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合(最低制限価格を設定した案件にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がない場合)、1回に限り再度の入札を行います。この場合、初度の入札に予定価格を超えた額で入札した者に対し、電子入札システムにより再入札通知書を送付し、原則として開札日の翌日(広島市の休日を除く。)に再度の入札を行います(初回が紙入札の場合は、FAXにより再入札通知書を送付します。)。

**再入札通知書を受けた者で、再度の入札を希望しない者は、これを辞退することができます。**辞退する場合は、入札書受付期間内に電子入札システムで辞退届を提出してください。なお、入札を辞退したことによる不利益な取扱いは一切行いません。**再入札の工事費内訳書は、一般競争入札参加資格確認申請書等の提出時に提出してください。** 

10 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、原則として、開札日の翌日に本市が設定する時間及び場所において、該当者がくじを引く方法によるくじ引を行い、競争入札参加資格の確認を行う者の順番又は落札者を決定します。万一、くじを引くべき者がくじを欠席したとき又はくじを引かないときは、入札事務に関係のない本市の職員がその者に代わってくじを引きます。

ただし、入札公告等において電子くじ対象案件とした最低制限価格が設定されている工事(単価契約によるもの等を除く。)の場合は、直ちに電子入札システムの電子くじ機能(以下「電子くじ」という。)によるくじ引により競争入札参加資格の確認を行う者の順番等を決定します(電子くじによるくじ引が困難な場合は、原則として翌日に入札参加者がくじを引く方法によるくじ引を行います。)。

※ 電子くじによるくじ引の場合は、該当者が来庁する必要はありません。

11 <u>入札書を送付した後は入札を辞退することはできません。</u>入札後資格確認型一般競争入札以外の場合であって、入札 書送付前に入札を辞退する場合は、次に掲げるところにより辞退する旨を申し出てください。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはありません。

- (1) 入札執行前にあっては、所定の入札辞退届(様式はホームページから入手できます。)を入札担当課に直接持参してください(やむを得ない事情がある場合は、事前に入札担当課に連絡した上でその指示を受けてください。)。
- (2) 入札執行中にあっては、入札書の金額欄に辞退の旨を明記し、入札執行職員に直接提出してください。
- (3) 万一、入札時刻に間に合わない場合は、入札に参加しなかった者として扱うことがありますが、この場合であっても必ず入札担当課に電話で連絡しなければなりません。無断で入札に参加しなかった者については、指名停止措置を行うことがあります。
- (4) 電子入札システムで入札に参加する者は、入札書受付期間内に同システムで辞退届を提出してください。
- 12 入札参加者が連合し若しくは不穏の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合は、入 札書及び工事費内訳書、工事費内訳明細書又は工事費積算書を必要に応じ公正取引委員会等に提出する場合があります。
- ※ 電子入札システムを利用して入札に参加する場合は、入札書に工事費内訳書を添付して送付していただきますが、作成については、本市が指定したアプリケーション(マイクロソフト社のWord若しくはExcel又はアドビシステムズ社のアクロバット(PDF作成ツール))で行ってください。

添付する容量は3メガバイト (MB) 以下としてください。

なお、LZH又はZIP形式に限り圧縮することを認めます。

## Ⅱ 契約の締結

(工事契約課)

## 1 契約書の交付

入札の結果、契約の相手方となった方には、契約書をその**工事を発注する課**(以下「工事担当課」といいます。) **において手渡します**ので、指示する日時までに(落札決定後、工事担当課の職員が指示します。) 工事担当課へお越しください。

なお、落札者となった者が消費税等に係る免税事業者の場合は、契約書の請負代金額について、消費税等相当額のうち書きを行わないため、落札者は直ちに「免税事業者届出書」(様式はホームページから入手できます。)を契約担当課へ提出してください。

## 2 契約の締結日

契約の締結日は、原則として落札決定(見積)日の2日後(広島市の休日は日数に数えません。)となります。やむを 得ない事情がある場合は契約担当課にご相談ください。ただし、この場合にあっても落札決定(見積)日から5日(広島 市の休日も日数に数えます。)以内に契約を締結する必要があります。なお、5日目が広島市の休日の場合は、その日以 後の平日までとなります。契約の相手方となった方にはあらためて契約締結日及び請負金額をお知らせしますので、必ず ご確認ください。

## 3 契約書を受け取る際に必要な書類

契約を締結しようとする工事の内容が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条にいう「対象建設工事」に該当するときは、設計図書等の配付資料(以下「配付資料」といいます。)の中の「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条に定める事項」(以下「13条書面」といいます。)に必要事項を記入した上、**落札決定日の翌日**(その日が広島市の休日のときは、その日以後の平日となります。)までに、工事担当課へ提出してください。

この13条書面の内容は契約書の一部となります。

※ 「対象建設工事」及び「13条書面」の内容については、配付資料の中の『「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条に定める事項等の記入方法等について」』をご覧ください。

なお、13条書面を期限までに提出されない限り契約を締結することはできません。

#### 4 契約保証金

契約を締結する際には、**契約保証金**(請負代金額の10分の1以上。以下同じ。)を契約締結の日までに納付していただくことにしています。(契約金額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないときを除きます。)

ただし、利付国債又は広島市債の提供並びに金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除します(契約保証金(現金)と保険等の併用はできません。)。

金融機関の保証、保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結(以下「保証等」といいます。)に当たっては、事前に取扱機関の審査を必要としますので必ず事前に取扱機関にご相談ください。

なお、契約締結日までに契約保証金の納付又は保証等に係る証書の提出をされない限り、契約を締結することができません。また、保証等については、破産管財人等による契約解除の場合も保証するものであることが必要です。

契約時の契約保証金について、詳しくは「契約保証金の納付について」をご覧ください。

契約金額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないときは契約保証金を免除します。ただし、変更契約により変更後の契約金額が100万円以上となる場合には、変更契約締結の日までに、変更後の契約金額の10分の1以上の契約保証金(現金)の納付が必要となります。

変更契約に係る契約保証金について、詳しくは「変更契約に係る契約保証金の納付について」をご覧ください。

## 5 落札者が契約を締結できなかった場合及び契約を締結しない場合

落札者が決定した後、正当な理由なく契約締結をしなかったときは、競争入札参加資格を取り消します (3年間)。 また、契約予定金額に対する入札保証金相当額の損害賠償金(契約予定額の5パーセント)を請求します。

#### Ⅲ 施工の体制

(技術管理課)

## 1 現場代理人・技術者の適正な配置

1 工程管理、品質管理及び安全管理等に漏れのないよう、工事の内容に応じた適切な資格及び技術力等を有し、恒常的かつ直接的な雇用関係のある現場代理人及び技術者を適正に配置してください。

なお、出向者(国土交通大臣の認定を受けた企業集団に属する親会社からの出向者を除く。)や派遣社員は現場代理 人及び工事の現場に配置する技術者になれません。

契約書に定めるところに従い現場代理人及び技術者の届出をされる際は、雇用関係を確認することができる公的機関が発行した書類(原則として、健康保険被保険者証の第1面)の写し、技術者の資格を証する書類(技術検定合格証明書の写し、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証等の写し、実務経歴書等)を添付してください。

また、現場代理人及び技術者の届出時及び工事検査時には、本人の確認ができる書類(顔写真付きの監理技術者証、運転免許証等)の原本及び雇用関係の確認ができる証明書類の原本の提示をお願いします。

**2** 一般競争入札により契約を締結する工事の場合、当該工事の入札参加資格確認申請時に提出した配置予定技術者調書 に記載した技術者を配置してください。

なお、契約締結日までの配置予定技術者の変更は、入札公告で示した条件を満たす場合に限り認めます(総合評価落札方式を適用する一般競争入札においては、病気、退社等本市がやむを得ない理由があると認める場合でなければ提出した配置予定技術者の変更は認めません。)。

- 3 配置する現場代理人及び技術者は、契約締結日(着手日選択期間を設定した工事にあっては実工事期間の始期(広島市の承諾を得て実工事期間の始期を早めた場合は、変更後の実工事期間の始期))から引渡しの日まで配置してください。なお、技術者については、病気・退社等本市がやむを得ない理由があると認める場合以外は途中交代できません。
- 4 配置する技術者の恒常的な雇用関係としては、専任を要しない主任(監理)技術者の場合は、**開札日の前日以前に雇用関係**があること、また、専任を要する主任(監理)技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐の場合は、**開札日以前に3か月以上の雇用期間**があることが必要です。

また、現場代理人については、契約締結日(着手日選択期間を設定した工事にあっては実工事期間の始期(広島市の承諾を得て実工事期間の始期を早めた場合は、変更後の実工事期間の始期))において雇用関係があることが必要です。

- 5 雇用関係及び本人の確認の詳細については、別添の「現場代理人、主任(監理)技術者及び監理技術者補佐の雇用関係及び本人確認について」を参照してください。
- 6 営業所の専任技術者及び経営業務の管理責任者等は、現場代理人及び請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合7,000万円)以上となる工事の主任(監理)技術者、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用をうける監理技術者(以下「特例監理技術者」という。)及び特例監理技術者の行うべき同法第26条の4第1項に規定する職務を補佐する者(以下「監理技術者補佐」という。)にはなれません。
- 7 主任技術者に出向社員を充てることが例外的に認められる場合は、請け負った工事の一部を当該技術者の出向元の建設業者に下請させることはできません。
- 8 建設業法の規定により下請契約の額(下請契約が2以上あるときは、下請代金の総額)が4,000万円(建築一式工事の場合6,000万円)以上となる工事には、**監理技術者資格者証の交付を受けている者を監理技術者として現場に配置**しなければなりません。入札公告及び特記仕様書にて監理技術者の兼務が認められている工事において、監理技術者が他工事と兼務(2件まで)する場合は、それぞれの工事現場に監理技術者補佐を専任で配置しなければなりません。
- 9 現場代理人は**原則として**工事現場に常駐しなければなりません。「常駐」とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、**作業期間中、常に工事現場に滞在**していることを指します。ただし、下記 10 に該当し、現場代理人の兼務を認められた工事については、現場代理人の「常駐」を免除されます。また、現場代理人の配置については技術者と同様の扱いとし、現場施工に着手するまでの期間や工事を全面的に一時中止している期間、工場製作のみが行われている期間等は、常駐を要しない期間とします。
- **10** 主任技術者、現場代理人及び監理技術者については、一定の条件を満たした場合に兼務することができることとしています。詳細については、入札公告、入札説明書及び特記仕様書を確認してください。

#### (1) 主任技術者及び現場代理人

#### ① 兼務の条件

主任技術者及び現場代理人の兼務の制限については次表のとおりであり、新たに配置しようとする工事と既に配置されている全ての工事が以下の条件を満たす場合に限り、兼務を認めます。

兼務件数は、下請で配置される工事も含め、最終的に配置される全ての工事(主任技術者又は現場代理人として配置されている工事を1件とします。(主任技術者と現場代理人を兼務している場合も1件とします。))の合計であり、兼務する全ての工事が表中の適用金額未満であることを要するものとします。

	T		( ) 円切り並領	は、建築一八工事の場合
工事金額 (税込)	主任	技 術 者	現場	代 理 人
以上 未満	基本条件	緩和	基本条件	緩和
[設計金額]	兼務不可	災害復旧工事を含む場合	兼務不可	災害復旧工事を含む場合
1億円	密接な関係(※1)があり、相互の間隔(直線距離)が 10km以内で、本市の区域内の公共工事に限り2件以下 ※その他兼務要件(※2)を満たすこと ※単価契約の工事も兼務可(※3)	は、密接な関係(※1)があり、 全ての工事箇所の間隔(直線 距離)が25km以内の公共工 事に限り5件以下 ※その他兼務要件(※2)を満 たすこと ※本市の区域内に限定しない ※単価契約の工事も兼務可 (※3)	密接な関係(※1)があり、相互の間隔(直線距離)が 10km以内で、本市の区域 内の公共工事に限り2件 以下 ※その他兼務要件(※2)を 満たすこと ※単価契約の工事は兼務不可	は、密接な関係(※1)があり、 全ての工事箇所の間隔(直線 距離)が25km以内の公共工 事に限り5件以下 ※その他兼務要件(※2)を満 たすこと ※本市の区域内に限定しな い ※単価契約の工事は兼務不 可
[請負金額] 3,500 万円 (7,000 万円)	5件以下 ※公共工事以外の工事も 含む ※本市の区域外の工事も 含む ※単価契約の工事も兼務 可	請負金額 3,500 万円未満 (7,000 万円未満)の <b>災害復</b> 旧工事に係る主任技術者等 は兼務件数にカウントしない ※本市の区域内に限定しない ※単価契約の工事も兼務可	本市の区域内の公共工事 に限り <b>5件以下</b> ※その他兼務要件(※2) (ア)、(エ)を満たすこと ※単価契約の工事は兼務 不可	請負金額 3,500 万円未満 (7,000 万円未満)の <b>災害復</b> 旧工事に係る主任技術者等 は兼務件数にカウントしない ※本市の区域内に限定しない ※単価契約の工事にも適用 (兼務可)

- ※1 密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性又は連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事をいう。
- ※2 その他兼務要件
  - (ア) 工事現場不在時の連絡体制が確保されていること。
  - (4) 既に契約している工事の発注者が兼務を承認し、そのことを証する書面の写しを提出できること。(本市発注工事を除く)
  - (ウ) 主任技術者にあっては、兼務の申請にあたり、下請けの予定(下請代金等)を明らかにすること。
  - (エ) 現場代理人にあっては、監督員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。
- ※3 単価契約の工事における工事箇所の間隔の取扱いは、単価契約の施工区域の全部または一部が含まれる場合、 または施工区域の外縁から最も近い箇所から規定の距離以内の場合は、距離要件を満たすものとする。

#### 【災害復旧工事の対象】

災害復旧事業(国庫補助事業に限定せず、類する単独事業も含む。)による工事(緊急工事等施行依頼書による工事も含む。)

<対象事業の例示>

- ア 公共土木施設の災害復旧事業(改良復旧を含む。) イ 公立学校施設の災害復旧事業
- ウ 公営住宅等の災害復旧事業 エ 堆積土砂の排除事業
- オ 農地、農業用施設、林道の災害復旧事業(改良復旧を含む。)

#### ② 兼務を希望する場合の手続(請負代金額が100万円未満の工事を除く。)

工事担当課が提出された書類を確認・受理することで兼務は可能となります。

#### ア 提出書類

様式「兼務-1」を次の事項に従い記載等をしたうえで、当該主任技術者、現場代理人を新たに配置すること を希望している工事の工事担当課に提出してください。

- 一般競争入札にあっては新たに設置しようとする工事の主任技術者、指名競争入札にあっては新たに設置しようとする工事の主任技術者又は現場代理人について、既に配置されている工事がある場合に提出が必要となります。
- ・ 該当する者が兼務する全ての工事を記載してください。(兼務件数にカウントしない災害復旧工事についても記載してください。)
- ・ 兼務する全ての工事(様式「兼務-1」に記載の全ての工事)のうち、1件でも請負金額が3,500万円以上 (建築一式工事にあっては7,000万円以上)の工事がある場合には、発注者が異なる工事(発注者が本市でない工事)について、発注者が兼務を承認し、そのことを証する書面(様式「兼務-3」)の写しを添付してください。なお、発注者が異なる工事に下請けで配置されている場合は、発注者の承認は不要です。

#### イ 提出期限

- 一般競争入札の場合は、原則、開札日の翌々日(広島市の休日を除く。)の午後5時まで
- ・ 指名競争入札の場合は、契約の締結日(着手日選択期間を設定した工事にあっては実工事期間の始期(広島

市の承諾を得て実工事期間の始期を早めた場合は、変更後の実工事期間の始期))から7日以内。 「現場代理人・主任(監理)技術者届」と合わせて提出してください。

#### ウ 様式の入手方法

様式については、広島市ホームページ(https://www.city.hiroshima.lg.jp/)フロントページの「事業者向け情報」  $\rightarrow$  「公共事業の情報化と技術管理」  $\rightarrow$  「公共事業の情報化と技術管理(技術管理課)」  $\rightarrow$  「請負工事書式集」  $\rightarrow$  に掲載しています。

- 様式(兼務-1) 「主任技術者・現場代理人の兼務について」
- ・ 様式(兼務-3) 「主任技術者・現場代理人の兼務について(申請)」

#### (2) 監理技術者

専任義務がある監理技術者についても、建設業法第26条第3項ただし書に定める監理技術者の行うべき職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)をそれぞれの工事現場に専任で置くときは、元請に限り2件(民間工事を含む)まで兼務することができます。この場合の本市の取扱いについては次の通りです。

なお、本市発注の工事のうち、監理技術者について他の工事との兼務が可能な工事については、特記仕様書に兼務可能であることを明記しています。

#### ① 監理技術者の兼務についての取扱い

#### ア 兼務対象工事

設計金額(税込) \*\*が3億円未満の工事を対象とします。ただし、営繕工事(建物の新築や改修に伴う設備工事を含む)にあっては、2億円未満を対象とします。

※発注者が本市でない工事については、「設計金額(税込)」を「請負金額(税込)」と読み替える。

#### イ 兼務対象工事の要件

- ・ 工事相互の間隔(直線距離)が10km以内であること(本市の区域内に限定しない)が必要です。
- 単価契約の工事同士は兼務できません。

#### ウ 兼務する場合の体制

- 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければなりません。
- 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であることが必要です。
- ・ 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにしてください。

#### ② 監理技術者補佐になり得る者の要件

監理技術者補佐は、次のいずれかに該当する者としてください。

#### ア 建設業法施行令第28条第1号に掲げる者

建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者(主任技術者の資格を有する者)のうち、建設工事の種類に 応じ、以下のいずれかに該当する者

- ・ 1級の第1次検定に合格した者(1級技士補、令和3年4月1日施行)
- ・ 建設業法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者(ロは指定建設業を除く)

#### イ 建設業法施行令第28条第2号に掲げる者

国土交通大臣が建設業法施行令第28条第1号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認定した者

なお、監理技術者補佐は、受注者又は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者としてください。恒常的な雇用関係は、工事契約途中から監理技術者補佐を置く場合であっても、開札日前3か月以上であることが必要です。

また、監理技術者補佐は、真にやむを得ない場合を除き変更できません(監理技術者の兼務を止め、監理技術者補佐を解除する場合を除く。)。

#### ③ 兼務を希望する場合の手続き

#### ア 一般競争入札の場合

#### (7) 提出書類

• 配置予定技術者調書(様式3-1)

一般競争入札資格確認申請書のうち特例監理技術者の配置予定技術者調書(様式3-1)に、添付資料 (当該監理技術者を既に配置している工事の確認資料として工事実績情報システム(CORINS)登録 内容の写し)を添付したうえで、特例監理技術者を新たに配置することを希望している工事の工事担当課 に提出してください。既に配置している工事のCORINS登録内容の写しが添付できない場合は、契約 書の写し等の工事名、施工場所、契約金額(税込)及び工事の概要(営繕工事に該当するか)が分かる書 類を添付してください。

併せて、監理技術者補佐に係る配置予定技術者調書(様式3-1)を提出してください。

· 監理技術者補佐設置届(様式4-2)

当該特例監理技術者を既に配置している工事が本市発注工事である場合は、既に配置している工事の工事担当課へ提出してください。

なお、特例監理技術者を新たに配置することを希望している工事については、契約を締結した場合に、「現場代理人・主任(監理)技術者届」と合わせて監理技術者補佐設置届(様式4-2)を提出してください。

#### (1) 提出期限

・ 配置予定技術者調書 (様式3-1) (一般競争入札の場合のみ)

一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限まで(開札日の午後5時まで(開札時間が午後の場合は、 開札日の翌日(広島市の休日を除く。)の正午まで。また、くじ引きの場合はくじ引きを行った日の午後 5時まで)。

・ 監理技術者補佐設置届(様式4-2) ・ 特例監理技術者を既に配置している工事にあっては、開札日の翌々日(広島市の休日を除く。)まで。 特例監理技術者を新たに配置することを希望している工事にあっては、契約締結日 (工事着手日選択期間を設定した工事にあっては実工事期間の始期)から7日以内。

#### イ 指名競争入札の場合

#### (7) 提出書類

• 監理技術者補佐設置届 (様式4-2) ア(ア)に記載のとおり。

#### (イ) 提出期限

監理技術者補佐設置届(様式4-2)

特例監理技術者を既に配置している工事の工事担当課へ監理技術者補佐設置届(様式4-2)を提出したうえで、特例監理技術者を新たに配置することを希望している工事について契約締結日(工事着手日選択期間を設定した工事にあっては実工事期間の始期)から7日以内に、監理技術者補佐設置届(様式4-2)を「現場代理人・主任(監理)技術者届」と合わせて提出してください。

11 建設業法に違反する事実がある場合は指名停止措置等を行うことがあります。

## 2 適正な下請契約等

#### 1 一括下請負の禁止

**一括下請負は、**中間においては不合理な利潤がとられ、ひいては工事の質の低下、下請労働者の労働条件の悪化を招くおそれがあること、実際の建設工事施工上の責任の所在を不明確にすること、発注者の信頼に反するものであること等、種々の弊害を有しますので、公共工事においては**全面的に禁止**されています。

また、下請負人が直接施工する部分がないまま更に再下請させるような不必要な重層下請は、同様に種々の弊害を有するので、避けるよう下請負人を指導しなければなりません。

これらに違反する事実がある場合は、元請負業者だけでなく、下請負業者についても指名停止措置を行います。

#### 2 適正な評価に基づく下請負人の選定

**下請負人の選定にあたっては、**工事の施工に関し建設業法の規定を満たす者であることはもとより、次の事項等を的確に評価し、**優良な者を選定**してください。

- 施工能力
- 経営管理能力
- 雇用管理及び労働安全衛生管理の状況
- · 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険(以下「**社会保険等」という。)の加入状況**
- ・ 関係企業との取引の状況

なお、広島市建設工事競争入札取扱要綱第43条第1項各号に掲げる者が、下請契約等において、その相手方として 選定されることがないよう、必要な措置を講じなければなりませんので注意してください。

(相手方として選定できない者の例示)

- (1) 建設業法上の営業停止等の処分を受けた者でその期間を経過しないもの
- (2) 本市の競争入札参加資格の取消を受けた者で本市の競争入札等に参加することができない期間を経過しないもの
- (3) 本市の競争入札参加資格者で、指名停止の措置を受け、当該指名停止の期間を経過しないもの
- (4) 社会保険等の届出の義務を履行していない建設業者(令和2年3月31日以前に入札公告等を行ったものについては、受注者が直接締結する下請契約に係る下請負人(1次下請負人)に限る。)
- (5) 共同企業体で工事を受注した場合にあっては、当該共同企業体の構成員
- (6) 国土交通大臣の認定を受けた企業集団に属する親会社からの出向社員を例外的に配置する工事における親会社、連結子会社及び親会社の非連結子会社

また、本市の指名競争入札工事(**平成30年7月豪雨災害に係る本復旧工事を除く。**)においては、当該工事の入札参加者(共同企業体の構成員や入札を辞退した者を含みます。)を下請負人として選定することは、好ましくないと判断しており認めていません。ただし、特殊な技術を要する等の事情がある場合は、あらかじめ工事担当課と協議した上で適切に行ってください。

#### 3 下請発注における市内本店業者の活用の促進

本市では、設計金額が1億円以上6億円未満の工事について、下請発注(2次以降の下請発注を含む。以下同じ。) する場合には、原則として本市の区域内に建設業法上の主たる営業所を有している者(建設業法第3条第1項ただし書に該当する広島市内の建設業者を含む。以下「市内本店業者」という。)への発注を義務付けています。ただし、プラント工事等の高度又は特殊な技術を要する工事等のため、市内本店業者へ下請発注できない場合を除きます。

さらに、**建築一式工事では**、技能労働者の不足が主たる原因となって入札不調が頻発していることから、入札不調の 対策として、技能労働者が広く求められることができるよう、**設計金額が 1 億円以上 6 億円未満の工事を対象として** 実施している市内本店業者への下請発注の義務化を当分の間、「建築一式工事」に限って解除します。

下請発注予定のうちプラント工事等の**高度又は特殊な技術を要する工事等の事情がある場合に、市内本店業者でない者に下請発注を行う予定の者は、「市内本店業者を下請業者とすることができない理由書」を提出してください**(警備業、測量業、運送業等は対象外とします。さらに、「建築一式工事」に限っては、市内本店業者への下請発注の義務化を当分の間、解除するため提出の必要はありません。)。

正当な理由なく下請契約を市外本店業者と行った場合は、工事検査成績評定において減点を行うものとし、指名停止 等の措置を行うこともあるので注意してください。

<正当な理由として認めない事例>

施工可能な市内本店業者がいるにもかかわらず、

- ・安価という理由で
- ・協力(系列)会社という理由で
- 市外本店業者と下請契約を行うこと。
- ・永年にわたり取引があるという理由で

なお、設計金額が1億円以上6億円未満の工事以外の工事においても、市内本店業者への下請発注に努めてください。

#### 4 資材の購入

工事の施工における資材の購入にあたっては、できるだけ地元中小企業者への発注に努めてください。また、後記「4本市発注工事からの暴力団等の排除」に留意してください。

## 3 安全管理の徹底

#### 1 安全管理の徹底

契約の履行は受注者の自主施工が原則であり、安全管理、現場管理を含め施工方法等は受注者がその責任において行うこととされています。特に安全管理については、労働安全衛生法、安全施工技術指針等関係法令等の遵守はもとより、「**工事中における安全の確保を全てに優先する」**という考えの下、次の事項を徹底し、事故の未然防止に万全を期さなければなりません。

- (1) 工事の内容に応じた危険箇所及び作業の把握と具体的な事故防止策の作成及び施工計画書への記載
- (2) 始業時、作業中及び終業時の安全点検の励行
- (3) 現場従事者(元請・下請)全員への安全教育、前記(1)及び(2)の徹底 その他、安全目標の看板を掲げるなど現場作業員や周辺住民に事故防止の取組みを周知し、安全意識の高揚を図るこ

#### 2 事故発生時の報告

とにも努めてください。

万一、事故が発生した場合には、どんな些細な事故であっても**直ちに本市監督職員に報告**するとともに、**そのつど指定する期日までに工事事故報告書**(様式は広島市ホームページ「公共工事の情報化と技術管理(技術管理課)」から入手できます。)**を本市へ提出**しなければなりません。また、本市への報告とともに労働関係法令に基づく関係機関への報告等についても適切に行わなければなりません。

なお、本市に報告することなく**後日、事故が判明した場合には、指名停止措置を行うことがあります**ので、注意してください。

## 4 本市発注工事からの暴力団等の排除

本市発注工事の施工に関する下請契約等及び資材、原材料等の売買その他の契約において、次に掲げる者をその相手方又は代理若しくは媒介をする者とすることがないよう、必要な措置を講じなければなりません。

- ・ 広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第1項に規定する暴力団
- ・ 同条第2項第1号に規定する暴力団員
- ・ 同条第3項に規定する暴力団経営支配法人等又は同条第4項に規定する被公表者経営支配法人等
- ・ 同条第5項に規定する暴力団関係者
- ・ 広島県公安委員会が暴力団への利益供与等を行った者等として公表している者(広島県警察本部の HP にて公表)

なお、本市発注工事につき、次のいずれかに該当する場合には、本市発注工事に係る契約を解除し、指名停止措置を行うことがあります。

- (1) 本市発注工事の施工のための下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約を締結するに際し、事業者又はその役員等が暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等、被公表者経営支配法人等又は暴力団関係者(以下「暴力団など」という。)であると知りながら、当該事業者をこれらの契約の相手方又は代理若しくは媒介をする者として定めたとき。
- (2) 受注者が締結した本市発注工事の施工のための下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の相手方又はその 役員等が暴力団などであることが判明し((1)に規定する場合に該当するときを除く。)、本市が受注者に対し、当該契約 を解除するよう求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

上記の解除等を避けるための方策として、工事を施工するための下請契約等及び資材、原材料等の売買その他の契約を締結するに当たっては、相手方又は代理若しくは媒介する者(その役員等を含む。)が暴力団などでないことを確認するとともに、書面により締結する場合には、暴力団などに該当するものであることが判明した場合には、当該契約の申込者は催告することなく当該契約を解除することができる旨を内容とする特約を契約書その他の書面に定めること等が考えられます。本市が指名停止を行っている者その他下請契約等の当事者としてはならない者(広島市建設工事競争入札取扱要綱第43条第1項各号に列記)についても、同様です。

詳しくは、広島市建設工事競争入札取扱要綱第43条及び広島市建設工事請負契約約款の規定をご覧ください。

## <u>5 暴力団等による不当な介入を受けた場合の届出</u>

工事の施工に当たり暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに本市に報告するとともに、所轄警察署に届け出ること。報告又は届出がない場合は指名停止措置を行うことがあります。

## 6 技能労働者の処遇改善の促進

#### 1 社会保険等の未加入対策について

建設産業においては、長引く建設投資の減少に伴うダンピング受注の激化と下請へのしわ寄せによって技能労働者の 賃金が低下し、また、法令上の義務があるにもかかわらず社会保険等(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)最低限 の福利厚生を確保していない企業が存在し、これらが原因となって近年、若年入職者が減少し、経験の積み重ねによっ て磨かれる技能を熟練者から若者へと承継することが困難となっています。

その結果、建設現場の担い手不足が顕在化し、入札不調が頻発している状況にあります。

このため、本市では**技能労働者の処遇改善を促進し、労働者が安心して働くために、「社会保険等への加入及び保険料の完納」を個々の工事の競争入札における参加条件として定めています。** 

また、平成29年度から一次下請負人に対して社会保険の加入を義務付けし、さらに、**令和2年4月1日以降に入札公告等を行うものからは、全ての下請契約において社会保険等未加入の建設業者と契約締結をすることを原則禁止しています(加入義務が無い場合を除きます。)。** 

また、予定価格には、法定福利費が含まれているため、元請負人から下請負人に対して社会保険等の加入に必要な法 定福利費が適切に支払われるよう、**令和3年4月1日以降に契約締結を行うものからは、受注者に対し、法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出を義務付けています**。このため、下請契約を締結する場合には、法定福利費を内訳 明示した見積書の提出を求め、下請代金に適切に反映するよう努めてください。

#### 2 適正賃金の支払いについて

建設業者は、建設労働者の雇用・労働条件の改善等を図るため、安定的な雇用関係の確立や建設労働者の収入の安定等を図りつつ、労働条件等を明示した雇用に関する文書(雇入通知書)を交付する等、雇用・労働条件の改善、安全・衛生の確保、福祉の充実、福利厚生施設の整備、技術・技能の向上及び適正な雇用管理等の事項について**必要な措置**を講じなければなりません。

また、受注者は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律及び労働安全衛生法の規定を守り、労働者災害補償保険法に係る保険料の適正な納付及び適正な工程管理の実施等の処置を取るとともに、その建設工事の全ての下請負人が行わなければならない事項について、**指導、助言その他の援助**を行わなければなりません。

なお、公共工事の労務費については、二省(国土交通省、農林水産省)協定単価である「公共工事設計労務単価」に 基づく労務単価により積算していますので、この点に十分留意し、適正な賃金を支払われるよう配慮してください。

公共工事設計労務単価は、所定労働時間内8時間当たりの労務単価として設定したものであって、所定時間外の労働に対する割増賃金や現場管理費(法定福利費の事業主負担額等)、一般管理費等の諸経費は含まれておりません。

令和3年度公共工事設計労務単価抜粋(国土交通省、農林水産省)

(令和3年3月1日以降適用)

主要職種	基準額(円)	主要職種	基準額 (円)
特殊作業員	20, 300	型枠工	22,000
普通作業員	18, 300	大工	21,700
軽作業員	13,400	左官	20,600
とび工	22, 300	配管工	18,800
電工	20, 100	防水工	22,600
鉄筋工	21,800	内装工	21,700
鉄骨工	20,800	交通誘導警備員A	14,600
塗装工	20,500	交通誘導警備員B	12, 300
運転手 (特殊)	20,600	ダクトエ	19,200
運転手 (一般)	17,800	保温工	20,600
·	·	設備機械工	20,800

(所定労働時間内8時間当たりの単価)

注:上表は抜粋であり、その他の労務単価は技術管理課で閲覧することができます。

#### 3 建設業退職金共済制度の適正な運用

建設業退職金共済(建退共)制度は、建設労働者が事業主を変わっても、そのさきざきの事業主から共済証紙の貼付を受けることにより、建設業で働いた日数の通算により退職金を受けることができるもので、建設労働者の福祉の増進等を目的とする法律(中小企業退職金共済法)に基づく制度です。

本市が発注する建設工事においては、共済証紙の購入費を現場管理費として建設工事費の中に積算し、この制度の普及徹底に努めております。また、公共工事の入札に参加するための経営事項審査においても「建退共制度への加入の有無」が審査対象として加点評価されております。

この制度による建設労働者の福祉の増進等を効果的に図るためには、事業主の制度への加入及び共済証紙の貼付等事務の適正な処理の徹底が何よりも重要となるため、その趣旨をご理解いただき、**制度への加入及び下請負人への加入勧奨について協力をお願いします。** 

(問い合わせ先)

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部広島県支部

所在地:〒730-0013 広島市中区八丁堀11番28号 朝日広告ビル5階

電 話:(082)221-0138

## 7 電子納品の取組について

全ての工事で「電子納品の義務付け」を基本としています。 電子納品の取扱い等については、特記仕様書により、よく確認してください。

## 8 広島製産品の使用実績に応じた加点評価の実施について

平成22年1月1日以降に完成する工事を対象として、広島製産品の使用実績に応じ、工事検査成績評定点の加点をしています。(詳細はホームページを参照してください。)

## Ⅳ 平成30年7月豪雨

(技術管理課)

## 1 技術者の途中交代について

平成30年7月豪雨に伴い、工事中止又は工事内容の変更等が発生したことにより、技術者の継続配置が困難となった場合は、病気・退社等と同様にやむを得ない事由とし、技術者の途中交代を認めることとします。

※災害復旧工事・災害復旧工事以外の工事のいずれも対象とします。

※総合評価落札方式により発注した案件についても同様の扱いとします。

## 2 市外本店業者を下請業者とする場合の取扱いについて

下請発注を市内本店業者に義務付けている工事(設計金額が1億円以上6億円未満の工事(建築一式工事を除く。))において、市内本店業者でない者に下請発注を行う予定の者には、「市内本店業者を下請業者とすることができない理由書」の提出を求めていますが、平成30年7月豪雨災害に伴う災害復旧工事においては、理由書の提出を求めないものとします。

# V 随意契約の場合 (設計金額100万円以上予定価格250万円以下の見積合わせ)

(工事契約課)

予定価格が**250万円を超えない**ものは随意契約(見積合わせ)となります。随意契約の場合も上記 I からIVに準じますが、特に留意していただきたいことは次のとおりです。

- 1 見積合わせは**見積書**(所定の様式)を提出していただくことにより行います。なお、提出の際には、本人確認のため、 身分のわかるものの提示を求めますので、名刺、免許証、保険証等を用意してください。また、代理人により参加する場合には、本人確認に加え、委任状の提出を求めています。
- **2 工事費内訳書は入札の場合に準じて作成し、必ず見積書提出(見積合わせ)時に提出**していただきます。なお、最低制限価格は設定しません。
- 3 見積回数は2回を限度とします。初度の見積合わせにおいて予定価格の制限の範囲内の価格の見積書の提出がない場合、 1回に限り、原則として見積日の翌日(広島市の休日を除く。)に再度の見積合わせを行います。

再度の見積合わせを希望しない者は、これを辞退することができます。辞退する場合は、見積合わせ辞退届を提出してください。なお、見積合わせを辞退したことによる不利益な取り扱いは一切行いません。

- 4 資料配付の際に、「資本的関係・人的関係調書」と主任(監理)技術者の配置に係る「確約書」を提出する必要があります。 (様式はホームページから入手できます。)
- なお、これらの書類を提出できない者は、見積合わせに参加することはできません。
- 5 現場代理人・技術者の配置については、指名競争入札に準じるものとします。

VI その他

(工事契約課)

## 1 建設業の許可の更新

建設業の許可の有効期間は5年です。許可の更新をしたときはすみやかに業者登録受付システムを利用して変更届を契

(R3.04 改正)

## 2 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書

広島市が発注する建設工事を請け負おうとする建設業者は、**経営事項審査**を受けていなければなりません。経営事項審査は国土交通大臣又は都道府県知事が行い、その結果は**経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(以下「経営規模等評価結果通知書等」という。)**により通知されます。

経営事項審査の有効期間は、経営規模等評価結果通知書等に記載している**審査基準日から1年7か月**です。有効な経営事項審査を受けているかどうかを確認できない場合は、入札・見積合わせに参加することができないため、毎年の決算終了後できるだけ速やかに受審し**経営規模等評価結果通知書等の写し**(業者番号(3から始まる5桁)を付記)**を工事契約課へ郵送又は持参により提出**してください。

広島市のホームページアドレス https://www.city.hiroshima.lg.jp/

- ※ 契約に関するページは、上記アドレスのフロントページから 「事業者向け情報」→「入札・契約情報」
- ※ 「公共工事の情報化と技術管理(技術管理課)」は、上記アドレスのフロントページから 「事業者向け情報」→「公共事業の情報化と技術管理」

## 契約保証金の納付について

広島市においては、工事請負契約の締結にあたり、契約保証金(請負代金額の10分の1以上。以下同じ。)を**契約締結の日までに納付**していただくことにしております(契約金額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないときを除きます。)。

ただし、利付国債又は広島市債の提供並びに金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除します。

なお、具体的な取扱いは次のとおりですが、金融機関の保証又は保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証、 履行保証保険契約の締結(以下「保証等」といいます。)にあたっては、事前に取扱機関の審査を必要とします。したがって、 落札決定後や契約締結日になって初めて保証等の申込みをされたのでは保証等を受けることができない場合がありますので、 保証等を予定される場合は、必ず事前に取扱機関に御相談ください。

※ 保証等については、破産管財人等による契約解除の場合も保証するものであることが必要です。(次ページ参照)

※ 保証等につい	いては、破産管財	人等による契約解除の場合も保証するものであることが必要です。(次ページ参照)
区分	取扱機関等	内容
1 契約保証金の	契約担当課	落札者の方は、請負代金額の10分の1以上の契約保証金(現金)を契約担当課の指
納付		示に従い納付してください。
2 利付国債又は	契約担当課	落札者の方は、額面で請負代金額の10分の1以上の利付国債又は広島市債を契約担
広島市債の提供		当課へ持参してください。
3 金融機関の保	金融機関	落札者の方は、保証書を契約担当課へ持参してください。
証又は保証事業	又は	※ 保証契約の締結にあたっての留意事項
会社の保証	保証事業会社	① 保証契約締結日及び保証書作成日: <b>落札日から工事請負契約締結日までの日</b> とすること。
		② 契約内容:工事名、工事場所及び請負代金額は、工事請負契約書に記載された内
※「金融機関」		容と同一とすること。
及び「保証事業		③ 保証期間:工事請負契約書に記載された工期と同一期間とすること。
会社」について		④ 保証金額:請負代金額の10分の1以上の額とすること。
は、下の欄外を		⑤ 名宛て人:「広島市 代表者 広島市長 松井 一實」とすること。
参照してくだ		※ 保証事業会社の場合は、「広島市」とすること。
さい。		⑥ 保証委託者:「落札者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名」とすること。
		※ 保証事業会社の場合は、「落札者の所在地、商号又は名称」とすること。
		⑦ 履行請求期限:保証期間経過後、2か月以上確保すること。
4 公共工事履行	損害保険会社	落札者の方は、公共工事履行保証に係る証券を契約担当課へ持参してください。
保証契約の締結		※ 保証契約の締結にあたっての留意事項
		① 保証契約締結日及び証券作成日: <b>落札日から工事請負契約締結日までの日</b> とすること。
		② 契約内容:工事名、工事場所及び請負代金額は、工事請負契約書に記載された内
		容と同一とすること。
		③ 保証期間:工事請負契約書に記載された工期と同一期間とすること。
		④ 保証金額:請負代金額の10分の1以上の額とすること。
		⑤ 契 約 種 類:「建設工事」とすること。
		⑥ 債 権 者:「広島市 代表者 広島市長 松井 一實」とすること。
		⑦ 保証委託者:「落札者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名」とすること。
5 履行保証保険	損害保険会社	落札者の方は、履行保証保険に係る証券を契約担当課へ持参してください。
契約の締結		※ 保険契約の締結にあたっての留意事項
		① 保証契約締結日及び証券作成日:落札日から工事請負契約締結日までの日とすること。
		② 契約内容:工事名、工事場所及び請負代金額は、工事請負契約書に記載された内
		容と同一とすること。
		③ 保険期間:工事請負契約書に記載された工期と同一期間とすること。
		④ 保険金額:請負代金額の10分の1以上の額とすること。
		⑤ 契約種類:「建設工事」とすること。
		⑥ 被保険者:「広島市 代表者 広島市長 松井 一實」とすること。
		⑦ 保険契約者:「落札者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名」とすること。
		⑧ 特約条項:「定額てん補」とすること。なお、「保険責任の始期および終期に関する。
		る特約条項」は付さないこと。

- ※ 「金融機関」とは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいい、具体的には、銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合をいいます。
- ※ 「保証事業会社」とは、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する前払金保証事業を営む会社をいい、具体的には、西日本建設業保証株式会社、東日本建設業保証株式会社及び北海道建設業信用保証株式会社をいいます。

○ 令和2年4月1日以降に工事請負契約を締結する場合、金融機関の保証又は保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証、履行保証保険契約については、破産管財人、管財人又は再生債務者等による契約解除の場合も保証するものであることが必要です。

これらの申込みの際には、保証債務の内容が破産管財人等に対しても保証されるよう手続をお願いいたします。

#### 【金融機関による保証の記載例】

(発注者)と保証委託者間の〇〇〇二事の工事請負契約に基づく債務の不履行による損害金の支払 保証。

なお、保証委託者に係る次の者が当該契約を解除した場合についても、損害金の支払いを保証する。

- 1 保証委託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75 号)の規定により選任された破産管財人
- 2 保証委託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第 154号)の規定により選任された管財人
- 3 保証委託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第 225号)の規定により選任された再生債務者等

## 変更契約に係る契約保証金の納付について

広島市においては、請負代金額が増額となる工事請負契約の変更契約の締結にあたり、契約保証金(変更後の請負代金額の10分の1から当初の契約締結日までに納付していただいた契約保証金の額を差し引いた金額以上。以下同じ。)を変更契約締結の日までに納付していただく必要があります。

ただし、当初の契約締結日までに、利付国債又は広島市債の提供並びに金融機関又は保証事業会社の保証をもって 契約保証金の納付に代えている場合は、利付国債又は広島市債の追加提供並びに金融機関又は保証事業会社の保証の 増額をもって契約保証金の納付に代えていただきます。また、当初の契約締結日までに、公共工事履行保証証券によ る保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行っている場合は、公共工事履行保証証券による保証の変更、又は履 行保証保険契約の変更を行っていただくことにより契約保証金の納付を免除します。

※ 当初の請負代金額が100万円未満であり契約保証金が免除されている場合に、変更後の請負代金額が100万円以上となった場合は、変更後の請負代金額の10分の1以上の契約保証金を納付していただく必要があります(この場合は必ず現金です。)。

なお、具体的な取扱いは次のとおりですが、金融機関の保証又は保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証、履行保証保険契約の締結(以下「保証等」といいます。)の変更にあたっては、事前に取扱機関の審査を必要とします。したがって、変更契約締結日の直前になって初めて保証等の変更の申込みをされたのでは保証等の変更を受けることができない場合がありますので、保証等の変更を予定される場合は、必ず事前に取扱機関に御相談ください。

※ 保証等の場合には変更契約により工期延期になる場合には保証等の変更が必要になります。ただし、**西日本建設業保証株式会社及び東日本建設業保証株式会社**の保証の場合で変更契約が工期延期のみであれば保証の変更は必要ありません。

区分	取扱機関等	内容
1 契約保証金の 納付	契約担当課	受注者の方は、変更後の請負代金額の10分の1の額から当初の契約締結日までに納付した契約保証金の額を差し引いた金額以上の契約保証金(現金)を契約担当課の指示に従い納付してください。
2 利付国債又は 広島市債の提供	契約担当課	受注者の方は、変更後の請負代金額の10分の1の額から当初の契約締結日までに提供した利付国債又は広島市債の額面を差し引いた額以上の額面の利付国債又は広島市債を契約担当課へ持参してください。
3 金融機関の保証又は保証事業会社の保証 ※「金融機関」 及び「保証事業会社」については、下の欄外を参照してください。	金融機関 ス 株 は 保証事業会社	受注者の方は、保証書を契約担当課へ持参してください。 <ul> <li>※ 保証契約の変更にあたっての留意事項</li> <li>① 保証契約締結日及び保証書作成日:変更契約締結日までの日とすること。</li> <li>② 契 約 内 容: 工事名、工事場所及び変更後の請負代金額は、工事請負契約変更契約書に記載された内容と同一とすること。</li> <li>③ 保 証 期 間: 工事請負契約変更契約書に記載された工期と同一期間とすること。</li> <li>④ 保 証 金 額:変更後の請負代金額の10分の1以上の額とすること。</li> <li>⑤ 名 宛 て 人:「広島市 代表者 広島市長 松井 一實」とすること。</li> <li>※ 保証事業会社の場合は、「広島市」とすること。</li> <li>⑥ 保証委託者:「受注者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名」とすること。</li> <li>※ 保証事業会社の場合は、「受注者の所在地、商号又は名称」とすること。</li> <li>⑦ 履行請求期限:保証期間経過後、2か月以上確保すること。</li> </ul>

4 公共工事履行	損害保険会社	受注者の方は、公共工事履行保証の変更に係る証券を契約担当課へ持参してください。	
保証契約の締結		※ 保証契約の変更にあたっての留意事項	
		① 保証契約締結日及び証券作成日: <b>変更契約締結日までの日</b> とすること。	
		② 契約内容:工事名、工事場所及び変更後の請負代金額は、工事請負契約変更契約	
		書に記載された内容と同一とすること。	
		③ 保証期間:工事請負契約変更契約書に記載された工期と同一期間とすること。	
		④ 保証金額:変更後の請負代金額の10分の1以上の額とすること。	
		⑤ 契約種類:「建設工事」とすること。	
		⑥ 債 権 者:「広島市 代表者 広島市長 松井 一實」とすること。	
		⑦ 保証委託者:「受注者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名」とすること。	
5 履行保証保険	損害保険会社	受注者の方は、履行保証保険の変更に係る証券を契約担当課へ持参してください。	
契約の締結		※ 保険契約の変更にあたっての留意事項	
		① 保証契約締結日及び証券作成日: <b>変更契約締結日までの日</b> とすること。	
		② 契約内容:工事名、工事場所及び変更後の請負代金額は、工事請負契約変更契約	
		書に記載された内容と同一とすること。	
		③ 保険期間:工事請負契約変更契約書に記載された工期と同一期間とすること。	
		④ 保険金額:変更後の請負代金額の10分の1以上の額とすること。	
		⑤ 契約種類:「建設工事」とすること。	
		⑥ 被保険者:「広島市 代表者 広島市長 松井 一實」とすること。	
		⑦ 保険契約者:「受注者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名」とすること。	
		⑧ 特 約 条 項 : 「定額てん補」とすること。なお、「保険責任の始期および終期に関す	
		る特約条項」は付さないこと。	

- ※ 「金融機関」とは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいい、具体的には、銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合をいいます。
- ※ 「保証事業会社」とは、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する前払金保証事業を営む会社をいい、具体的には、西日本建設業保証株式会社、東日本建設業保証株式会社及び北海道建設業信用保証株式会社をいいます。

## 現場代理人、主任(監理)技術者及び監理技術者補佐の雇用関係及び本人確認について

現場代理人については、これまで、開札日の前日以前において受注者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があることを入札参加資格確認時に求めていましたが、現場代理人の効率的な活用を図るため、雇用期間の要件を、「開札日の前日以前」から「契約締結日(工事着手日選択期間を設定した工事にあっては、実工事期間の始期)」に変更します。また、雇用関係の確認時期について、一般競争入札の入札参加資格確認時に確認をしていましたが、これを廃止し、全ての工事において、契約締結後、「現場代理人・主任(監理)技術者届」及び「現場代理人・主任(監理)技術者変更届」提出時に、工事担当課において、直接的かつ恒常的な雇用関係を確認することとします。

なお、主任(監理)技術者及び監理技術者補佐にあっては、従来どおり入札参加資格要件に受 注者との直接的かつ恒常的な雇用関係があることを求めます。

#### 1 雇用期間の要件について

雇用期間の要件は表1のとおりとします。

#### 表1 雇用期間の要件

	雇用期間の要件		
区分	現場代理人・主任(監理)技術者 届及び監理技術者補佐設置届提 出時*	現場代理人・主任(監理)技術者 変更届及び監理技術者補佐変更届 提出時 <sup>※</sup>	
	※契約締結日(工事着手日選択期間 を設定した工事にあっては、実工事 期間の始期)から7日以内に提出	※変更時に提出	
現場代理人	契約締結日(工事着手日選択期間を設定した工事にあっては、 実工事期間の始期)に雇用関係があること。	左欄に同じ	
建設業法上の専任を要しな い主任技術者	開札日の前日以前に雇用関係 があること。	本市がやむを得ない理由があ	
建設業法上の専任を要する 主任技術者		ると認める場合に限り変更を認める。この場合、原則として左欄と同等であること。	
監理技術者及び特例監理技 術者	開札日以前に3か月以上の雇 用期間があること	なお、やむを得ずこの要件を満 たせない場合には、本市と協議す	
監理技術者補佐		ること。	

## 2 雇用関係の確認方法

現場代理人、主任(監理)技術者及び監理技術者補佐が受注者と「直接的かつ恒常的な雇用関係」にあることを確認する書類は、原則、健康保険の被保険者証とし、事業所名称(会社名)の記載のある協会けんぱ又は健康保険組合の「健康保険被保険者証」又は適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)の「国民健康保険被保険者証」(表2①)とします。

健康保険に加入手続き中の場合は、年金事務所の受付印のある「社会保険被保険者資格取得届」で確認します。(表2②)

なお、事業所名称(会社名)の記載の無い、適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)の「国民健康保険被保険者証」の場合は、「健康保険被保険者適用除外承認証」で確認します。(表2③)

また、事業所名称(会社名)の記載の無い、協会けんぽ又は健康保険組合の「健康保険被保険者証」の場合は、「住民税特別徴収税額の決定(変更)通知書(特別徴収義務者用)」等で確認します。(表2④)

また、法令上、健康保険加入義務者から除外される場合(従業員5人未満の個人事業所、後期高齢者保険制度被保険者)に限り、表3⑤の証明書類により確認します

なお、現場代理人・主任(監理)技術者届(変更届)及び監理技術者補佐設置(変更届)に下記①~⑤のうち該当する証明書類を添付して提出してください。

表2 株式会社、有限会社等の会社組織または常時5人以上の従業員を雇用する個人事業所[株式会社、有限会社等のつかないもの]の場合

番号	証明書類	雇用開始の認定日	摘 要
1	健康保険被保険者証 <b>又は</b> 国民健康保険組合 の国民健康保険被保険者証(所属している 建設業者名が記載されているもの) <u>の写し</u>	交付日*	市区町村が作成の国民 健康保険被保険者証(左 肩に県名が記載のもの) は該当しません。
2	①の加入手続き中の場合 社会保険被保険者資格取得届(年金事務所の受付の印があるもの)の写し	年金事務所の受付日 (受付印の日付)	健康保険被保険者証交 付後、 <u>写し</u> を提出
3	国民健康保険組合の国民健康保険被保険者 証(所属している事業所名称(会社名)の 記載がないもの)の写し及び健康保険被保 険者適用除外承認証の写し	適用除外承認証の 発行日	市区町村が作成の国民 健康保険被保険者証(左 肩に県名が記載のもの) は該当しません。
4	健康保険被保険者証(所属している事業所名称(会社名)の記載がないもの)の写し及び次のいずれかの書類の写し・住民税特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書・健康保険組合が発行する健康保険被保険者資格加入証明書	最新の(必要に応じて 前年度も)通知書の通 知日又は証明書の証 明日	

<sup>\*</sup>健康保険被保険者証の交付日では要件を満たさない場合には、社会保険被保険者資格取得届の写しにより確認する。ただし、再発行(更新)等で確認時に資格取得年月日と交付日との期間が1年以上の場合には、資格取得年月日をもって、雇用開始の認定日とする。

表3 従業員5人未満を雇用する個人事業所[株式会社、有限会社等のつかないもの]または後期高齢者保険制度被保険者の場合のみ

番号	証明書類	雇用開始の認定日	摘 要
	住民税特別徴収税額の決定(変更)通知	【住民税特別徴収税額の決定	後期高齢者医療制
	書(特別徴収義務者用)の写し	(変更)通知書の写しの場合】	度被保険者の場合、
	これによることができない場合、給与	最新の(必要に応じて前年	後期高齢者医療制
	台帳等給与の支払い状況の確認できる書	度も)の通知書により確認	度被保険者証の写
(5)	類の写し( <u>受注者</u> の記名押印したもの)	し、認定日は通知書の通知日	しも併せて提出し
			てください。
		【上記で確認できない場合】	
		給与台帳等の支払い内容	
		による。	

#### 3 書類提出にあたっての留意事項

- 健康保険被保険者証の写しは、個人情報保護の観点から被保険者等記号・番号等にマスキングを施してください。(被扶養者氏名の欄がある場合も同様にマスキングを施してください。)
- 現場代理人・主任(監理)技術者届(変更届)及び監理技術者補佐設置・変更届の提出時 及び雇用の継続の確認のため工事検査時に上記証明書類(健康保険被保険者証等)の原本を 持参してください。
- 現場代理人及び技術者は受注者と、直接的かつ恒常的に雇用されていることが必要です。 なお、日々雇用や雇用期間を限定した雇用(農閑期のみ、一つの工事の期間のみの短期雇用) は、恒常的な雇用関係にあるとはいえません。

#### 4 本人確認の方法について

なりすまし防止のため、現場代理人・主任(監理)技術者届(変更届)及び監理技術者補佐設置・変更届の提出時に、顔写真付きの公的機関が発行した証明書(監理技術者証、運転免許証、技能講習終了証明書、パスポートのいずれか)の提示をお願いします(写しの提出は不要です)。

## 共同企業体の運営にあたっての留意事項

共同企業体の適正な運営については、かねてより旧建設省から各建設業者団体の長あてに周知されているところですが、実際の共同企業体の運営においては、意思決定や資金管理の方法等について制度の趣旨に沿った運営が行われていない場合が依然として見受けられることから、改めて下記のとおり、国土交通省から各建設業者団体の長あてに傘下の建設業者へ徹底方の依頼がされたところです。ついては、本市発注工事における共同企業体の運営にあたっては、これらの事項に留意して運営してください。

なお、この留意事項は共同企業体の代表構成員以外の構成員に対しても周知してください。

記

国 総 振 第 9 9 号 平成13年12月10日

建設業者団体の長あて

国土交通省総合政策局建設振興課長

共同企業体の適正な運営については、既に「共同企業体の適正な運営について」(平成11年2月10日付け建設省経振発第20号)等により周知されているところであるが、実際の共同企業体の運営においては、意思決定や資金管理の方法等について制度の趣旨に沿った運営がおこなわれていない場合が依然として見受けられる。

建設投資の低迷、不良債権処理の進展等により、建設業を巡る環境が一層厳しさを増す中で、構成員の一部が倒産した場合の残存構成員や下請企業等への影響も懸念されており、共同企業体の適正な運営が従来にも増して強く求められている。こうした状況を踏まえ、改めて下記のとおり共同企業体が適正な運営を行うために留意すべき事項を取りまとめたので、貴団体におかれても、その趣旨を御理解の上、貴団体傘下の建設業者が下記の事項に沿った共同企業体の運営を行うよう、周知徹底方をお願いする。

記

1. 前払金の取扱いについては、出資の割合に基づき分配する方法と共同企業体の前払金専用口座に留保する方法があり、各構成員間の協議によりどちらの方法をとるかを決定し、前払金の適正な使用を確保すること。また、下請企業等に対する前払金の支払については、共同企業体が前払金の支払を受けたときは、下請企業等に対して、資材の購入、建設労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をすること。

- 2. 重要な事項について構成員間で疑義の生じることのないよう公正に共同企業体を運営するため、 資金管理方法や下請企業等の決定等重要な事項については、代表者のみで決定せず、共同企業体の 最高意思決定機関である運営委員会において協議の上決定すること。
- 3 .共同企業体の行う取引は、構成員個人としての取引ではなく、共同企業体としての取引であることを明確にするため、共同企業体の下請契約等は、共同企業体の名称を冠して共同企業体の代表者及びその他の構成員全員の連名により、又は少なくとも共同企業体の名称を冠した代表者の名義で締結すること。また、共同企業体の預金口座については、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によるものとすること。

なお、下請企業等への支払については、公共工事における完成払等発注者から現金による支払があったときには、共同企業体は受注者たる下請企業等に対して相応する額を速やかに現金で支払うよう配慮すること。

4.共同企業体構成員間の混乱を避け、公共工事を適正かつ速やかに施工するため、以下についてあらかじめ共同企業体協定書等において定めておく方法も講じ得ること。

代表者が脱退した場合のほか、代表者としての責務が果たせなくなった場合においては、他の 構成員全員及び発注者の承認により代表者の権限を停止し、又は代表者を変更することができる こと。

- 一部の構成員に重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由が生じた場合に、他の構成 員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名できること。ただし、2社の構成員からなる共 同企業体では、この限りではない。
- 5.各構成員は、民法第673条(組合員の財産検査権)の規定により、共同企業体の適正な運営を図るために必要があると認める場合には、共同企業体の業務及び財産の状況を検査することができること。

# 法第12条第1項に基づく書面

平成 年 月	$\Box$
--------	--------

(発注者) 広島市長 宛

(郵便番号	_	)	
住 所			
氏 名			印
電話番号	_	_	

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 1 項の規定により、同法第 10 条第 1 項第 1 号から第 5 号に掲げる事項について、次のとおり説明します。

<b> </b>					
工事名					
工事の種類	建築物の解体工事				
建築物の構造	□ 木造 □鉄骨鉄筋	ガコンクリー	ト造 □鉄	筋コンクリー	- ト造
	□ 鉄骨造 □コンク	リリートブロ	ック造 🗆	その他	
工事着手の時期	平成 年 月	目			
工程	作業内	容	分別	川解体等の方	法
程 ①建築設備・内装材等*1	建築設備・内装材等の	取り外し	□ 手作業		
	□有 □無		□ 手作業	<ul><li>機械作業の</li></ul>	併用
<u> </u>			併用の場合	の理由(	)
の ②屋根ふき材*2	屋根ふき材の取り外し		□ 手作業		
作	□有□無		□ 手作業・	・機械作業の	併用
来 内			併用の場合		)
容③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分	か取り壊し	□ 手作業	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<u> </u>
及	□有□無	7 12 10 7 92 0		<ul><li>機械作業の</li></ul>	併用
び ④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り	) 壊 ]	□ 手作業	1200011 210 2	D1714
解は基礎・基礎くい	□有□無			<ul><li>機械作業の</li></ul>	併用
本 方 ⑤ その他	その他の取り壊し		□ 手作業	MMI A	D1 7 14
法 ( )	□有□無			<ul><li>機械作業の</li></ul>	併用
` ′			. ,, ,,,	100 100 11 100 10	D1714
工事の工程の順序	□上の工程における①	$)\rightarrow (2)\rightarrow (3)\rightarrow ($	4の順序		,
	□その他(	/			)
	その他の場合の理由				)
□内装材に木材が含まれる場合	①の工程における木材の分 □可 □不可	別に支障となる	る建設資材の事	前の取り外し	
	不可の場合の理由(			)	
建築物に用いられた建設資材の量		·ン・m 3		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
の見込み	· ·				
廃 特定建設資材廃棄物の種	種類	量の見込	み 発生が	見込まれる音	『分(注)
乗 類ごとの量の見込み及び 乗 スの彩化 バース たたスク	□コンクリート塊	トン・	m 3 □①		$\square  4$
物ではるなり					
築物の部分	□アスファルト・コンクリート塊	トン・	m 3 □①		<b>4</b>
生		1 0			
見		1.5.			
込	□建設発生木材	トン・			$\square (4)$
(任) ①建築設備・円袋材	等 ②屋根ふき材 ③外	装材・上部構造	造部分 ④基	礎・基礎ぐい	⑤その他
備考					

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

# 法第12条第1項に基づく書面

平成	年	月	Е

(発注者) 広島市長 宛

_(郵便番号_	_	)	
住 所			
氏 名			印
電話番号	_	_	

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 1 項の規定により、同法第 10 条第 1 項第 1 号から第 5 号に掲げる事項について、次のとおり説明します。

余)	界Ⅰ項第Ⅰ号から第5号	に掲げる事項につ	かく、火のとお	り説明しよう。	
	工事名				
	工事の種類	建築物に係る新築	L事等(新築・増	築・修繕・模様替)	
使	用する特定建設資材の種	□ コンクリート	□コンクリート及	び鉄から成る建設資材	
	類	□ アスファルト・	コンクリート [	]木材	
	工事着手の時期	平成 年 月	目		
	工程		作業内		
	①造成等	造成等の工事 口	有 口無		
I	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいのこ	□有 □無		
程					
_ と	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装		□無	
の					
作		屋根の工事 口有	□無		
業					
内		  建築設備・内装等の工事 □有 □無			
容	O Z SKIPE VIII T T Z C G	(元本以加 11次寸ツエチ U I U III			
	 ⑥その他	その他の丁事 口を	その他の工事 □有 □無		
	特定建設資材廃棄物の種	<b>種類</b>	量の見込み	発生が見込まれる部分又は使用	
廃	類ごとの量の見込み並び		重 9 元 亿 07	する部分(注)	
棄	に特定建設資材が使用さ		トン・m 3		
物	れる建築物の部分及び特	, , . , _	·		
発	定建設資材廃棄物の発生	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □			
生	が見込まれる建築物の部	□ アスファルト・コンクリート 塊	トン・m 3	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥	
見	分		1.3.	<u> </u>	
込		□建設発生木材	トン・m 3		
量		able O I be left of the o			
	(注) ①造成等 ②基础	礎 ③上部構造部分	· 外装 ④屋根	⑤建築設備・内装等 ⑥その他	
備	考				

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

# 法第12条第1項に基づく書面

平成 年 月 日

(発注者) 広島市長 宛

(郵便番号	_	)	
住 所			
氏 名			印
電話番号	_	_	

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 1 項の規定により、同法第 10 条第 1 項第 1 号から第 5 号に掲げる事項について、次のとおり説明します。

条第 I 垻第 I 芳から弟 5 芳にb	<b>筍ける事項について、火のとお</b>	りり説明しよう。
工事名		
工事の種類	建築物以外のものに係る解体工具	事又は新築工事等(土木工事等)
	□新築・新設工事 □維持・修約	善工事 □解体工事
工作物の構造 (解体工事の場合のみ)	□鉄筋コンクリート造 □その値	也 ( )
使用する特定建設資材の種類 (新築・	□ コンクリート □コンクリー	ト及び鉄から成る建設資材
新設、維持・修繕工事の場合のみ)	□ アスファルト・コンクリート	· □木材
工事着手の時期	平成 年 月 日	
工程	作業内容	分別解体等の方法
程		(解体工事のみ)
ご①仮設	仮設工事 □有 □無	□ 手作業
٤		□ 手作業・機械作業の併用
の ②±エ	土工事 口有 口無	□ 手作業
作		□ 手作業・機械作業の併用
業 ③基礎	基礎工事 □有 □無	□ 手作業
容		□ 手作業・機械作業の併用
及 ④本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□ 手作業
び		□ 手作業・機械作業の併用
解 ⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無	□ 手作業
体		□ 手作業・機械作業の併用
方 ⑥その他 ( )	その他の工事 □有 □無	□ 手作業
法		□ 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序	□上の工程における⑤→④→③の	の順序
(解体工事のみ)	□その他(	)
	その他の場合の理由(	)
工作物に用いられた建設資材の量の	トン・m 3	
見込み(解体工事のみ)	et wr	76 (L. 1) E. 12 (L. 1) of the (1) of 1)
特定建設資材廃棄物の種類	種類 量の見込み	発生が見込まれる部分又は
廃 ごとの量の見込み(全工事) 棄 並びに特定建設資材が使用		使用する部分(注)
乗 並びに特定建設資材が使用物 される工作物の部分(新築・		
発維持・修繕工事のみ)及び特	塊	□⑤ □⑥
生 定建設資材廃棄物の発生が	□アスファルト・コンクリート トン・m	
見  見込まれる工作物の部分(維	塊	
込 持・修繕・解体工事のみ)	□建設発生木材 トン・m	3 🗆 1) 🗆 2) 🗆 3) 🗆 4)
量		
(注) ①仮設 ②土工 ③	基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品	品 ⑥その他
備考		

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

<u>_</u>	二事名		
	経注者) 占市長 宛	_ <u>(</u> 郵便番号 — 住 所	)
		氏 名	<u> </u>
		<u>電話番号 —</u>	
		再資源化等に関する法律	第 13 条に定める事項
<u>1.</u>	分別解体等の方法(建築物 工程 工程	た除る解体工事の場合): 作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由())
作業内容品	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
及び解	③外装材·上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
体等の	④基礎・基礎杭	基礎・基礎杭の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
方法	⑤その他( )	その他の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
2.	解体工事に要する費用:		円_    方消費税相当額を含まない)
(注	)・解体工事の場合のみ記載する。 ・解体工事に伴う分別解体及び ・受注者の見積金額(仮設費及び)	積込に要する費用とする。	が付けていて 日まない)
3.	特定建設資材廃棄物の再資	源化等をするための施設の名称及	及び所在地:仕様書のとおり
4.	特定建設資材廃棄物の再資	源化等に要する費用: (消費税及び地	円_    方消費税相当額を含まない)

=	[工事名]		
	経注者) 5市長 宛		
		(郵便番号 -	. )
		住 所	<del>,</del>
		<u></u> 氏 名	—————————————————————————————————————
		電話番号	
		- C + H M - V	
#	は設丁事に係る資材の	再資源化等に関する法	<b>律</b>
Φ	: 欧工事にかる負担の	行員派に守に因うるは	中州 10 木に足のる手
	分別解体等の方法(建築物	に係る新築工事等(新築・増築	・修繕・模様替)の場合):
	工程	作業内容	分別解体等の方法
		造成等の工事	□手作業
		□有 □無	□手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎杭	基礎・基礎杭の工事	□手作業
		□有 □無	□手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事	□手作業
		□有 □無	□手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事	□手作業
		□有 □無	□手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備·内装等	建築設備・内装等の工事	□手作業
		□有 □無	□手作業・機械作業の併用
	⑥その他( )	その他の工事	□手作業
		□有 □無	□手作業・機械作業の併用
	解体工事に要する費用:		円
		(消費税及び	 『地方消費税相当額を含まな』
		(1175) (1175)	
		酒ル笑をするための塩型のタチ	たB75配左掛・仕垟聿のしゃ
	<b>唐宁母沙次村贡蚕肠</b> 页亩次		ハン・ログロイギ ロビ・11 枚を書りして わ
	特定建設資材廃棄物の再資		17人 0 77 在2日· 压冰目 0 C 40
		源化等に要する費用:	

<u>工事</u>	事名			
	Ě注者) 島市長 宛		(郵便番号	_ )
			住所	<del>/</del>
			<u>E ///</u> 氏 名	 印
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	F- J
			電話番号	
五 1.				法律第 13 条に定める事項 新築工事等(土木工事等)の場合):
エ	工程	作業内容		分別解体等の方法
程ごと	① (1) 仮設	仮設工事		□手作業
ح		□有□無		□手作業・機械作業の併用
(I)	②土工	土工事		□手作業
作業		□有□無		□手作業・機械作業の併用
内	③基礎	基礎工事		□手作業
内容及	3 21 WC	□有□無		□手作業・機械作業の併用
び	<ul><li>④本体構造</li></ul>	本体構造の工事		□手作業
解		□有□無		□手作業・機械作業の併用
体等	⑤本体付属品	本体付属品の工	事	□手作業
$\mathcal{O}$		□有 □無		□手作業・機械作業の併用
方法	<ul><li>⑥その他</li></ul>	その他の工事		□手作業
	( )	□有 □無		□手作業・機械作業の併用
	解体工事に要する費用 )・解体工事の場合のみ記載		 (消費税	<u>円</u> 及び地方消費税相当額を含まない)
(在	<ul><li>・解体工事の場合のみ記載</li><li>・解体工事に伴う分別解体</li><li>・受注者の見積金額(仮設費</li></ul>	及び積込に要する費	· · · · · · ·	
3.	特定建設資材廃棄物の	再資源化等をす	るための施設の	)名称及び所在地:特記仕様書のとえ
4 .	特定建設資材廃棄物の	再資源化等に要	する費用・	円
	17. 元元 成员 17. 元末 10. 0	1. 英/// 旧可に女		
( 注	)受注者の見積金額(運搬費	骨を含む直接工事費)	(旧真儿)	WO 197 IN WIND IN C II O 'OV /
,				

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 13 条に定める事項」(第 3-1 ~3-3 号様式)等の記入方法等について

1. 落札者は、当該工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)」第9条に定める対象建設工事である場合は、「第12条第1項に基づく書面」(第 2-1~2-3号様式のうち対象建設工事の別に応じたもの)を作成し、契約締結日までに 工事担当課へ提出しなければならない。

#### (対象建設工事とは)

対象建設工事とは、下の(ア)に示す特定建設資材を使用した若しくは使用する予定又は特定建設資材の廃棄物が発生する工事で(イ)の工事規模のものをいう。

- (ア) 特定建設資材(1品目以上)
  - ①コンクリート ②コンクリート及び鉄から成る建設資材

#### (イ) 工事規模

<u>工                                    </u>	
工事の種類	規模の基準等
建築物解体工事	床面積の合計 80㎡ 以上
建築物新築・増築工事	床面積の合計 500㎡ 以上
建築物修繕・模様替工事	請負代金の額 1億円 以上
建築設備工事(建築物と一	建築物として規模の基準を適用(請負代金の額は、
括で発注)	建築設備を含んだ全体額で判断)
建築設備工事 (単独で発注)	建築物の修繕・模様替工事と見なして、建築物と
・新築・増築・解体撤去	して規模の基準を適用(請負代金の額は、建築設
(既存建築物への建築設	備の額で判断)
備の新設工事を含む)	=請負代金の額 1億円以上
建築設備工事 (単独で発注)	建築物として規模の基準を適用(請負代金の額は、
・修繕・模様替	建築設備の額で判断)
(建築設備の更新・維持	=請負代金の額 1億円以上
修繕工事を含む)	
土木工事	請負代金の額 500万円 以上
建築物以外のものの解体・	
新築工事等(建築設備工事以	
外の設備工事等)	
<b>紀は、単窓の担合け タル</b> 紀	は休・ 単筑部分にかかる 庄面積をいる

- 注 1) 解体・増築の場合は、各々解体・増築部分にかかる床面積をいう。
- 注2) 建築物 及び 建築設備とは、建築基準法第2条に定めるものを指し、プラント工 事等は建築設備に該当しない。プラント工事等は、「建築物以外のものの解体・新 築工事等」に該当する。
- 2. 落札者は、当該工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の対象建設工事である場合は、「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律第 13 条に定める事項」(第 3 1 ~ 3 3 号様式)を作成し、契約締結日までに工事担当課へ提出しなければならない。同法第 1 3 条の規定により契約書に記載する事項は、当該書面に基づくものとなる。
- 3. 落札者が、当該工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の対象建設工事である場合で、「第12条第1項に基づく書面」(第2-1~2-3号様式)及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条に定める事項」(第3-1~3-3号様式)を、契約締結日までに工事担当課へ提出しない限り、契約を締結できない。

- 4. 「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律第 13 条に定める事項」(第  $3-1\sim3-3$  号様式)の記入方法は次の通りとする。
  - ① 対象建設工事の別に応じた様式を使用する。
  - ② 記入が必要な事項は、下表のとおりである。

記記	載項目	記載の有無			
届出に係る対象建設工事の種類		令第第4条第 1 号) 全ての建設資材	号) 全ての建設資材 に係る解体工事	るための施設の 名称及び所在地 (同第4条第3 号) 特定建設資材廃 棄物設について	(同第4条第4 号) 特定建設資材廃 乗物の再資源化 等について一括し
	解体	0	0	_	0
建築物	新築・増築	0	×	_	0
	修繕・模様替	0	×		0
建築物以外の	解体	0	0	_	0
もの(注3)	新築等(注4)	0	×	_	0

(注1)搬出先として予定している施設は各品目ごとに複数記入可

(注 2)産業廃棄物の排出事業者は原則として元請業者であることから、下請契約で再資源化等を含まない解体工事のみの契約となるので、このような下請け契約の場合は、再資源化等に関する項目は「該当なし」と記載する。 (注 3)土木工事等をいう。

- (注 4) 土木工事等に係わる「新築等」には、新規の建設工事のほか道路舗装の打ち替えなど維持補修系の工事等が含まれる。
  - ③ 分別解体等の方法は、同法第9条第2項の基準に従った方法を記入すること。(特に 建築物の解体工事において、建築設備・内装材等及び屋根ふき材の取り外しは、原則 として手作業で行わなければならないことに注意する。)
  - ④ 解体工事に要する費用は、同法第2条第3項に定める解体工事を行う費用であり、とりこわし、とりこわし材の分別、集積、積み込みに要する費用の直接工事費とし、仮設工事に係る費用は含まないものとし、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。
  - ⑤ 特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設の名称及び所在地については、様式のまま何も記入しないこと。(個別の施設名称等を記入しないこと。)
  - ⑥ 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用は、仕様書又は特記仕様書に従い、同 法第16条に定める特定建設資材廃棄物の再資源化及び縮減を行う費用であり、再資 源化施設等への運搬費及び再資源化施設等の処分費に係る費用の直接工事費とし、消 費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。
- 5. 同法第13条の規定により契約書に記載する事項は、次の場合を除き変更しない。
  - 一 設計図書に示された施工条件に変更が生じた場合
  - 二 設計図書で示されていない施工条件について、予期することができない特別な状態が生じた場合
  - 三 その他の広島市建設工事請負契約約款に定める場合

(以上)